



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 特定計量器の定期検査（生活安全安心課） ..... 1
- 救急病院の告示（医療政策課） ..... 2
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） ..... 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） ..... 3
- 公共測量の実施の通知・6 件（道路管理課） ..... 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） ..... 4
- 土砂災害警戒区域の指定・3 件（海岸防災課） ..... 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除・2 件（海岸防災課） ..... 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定・2 件（海岸防災課） ..... 7
- 都市計画事業の変更の認可（都市公園課） ..... 9
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2 件（南部土木事務所） ..... 10

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課） ..... 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） ..... 11
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） ..... 11
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了・6 件（建築指導課） ..... 12
- 開発行為に関する工事の完了・3 件（中部土木事務所） ..... 13

## 告 示

### 沖縄県告示第450号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 12 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
南城市大里字稲嶺、大里字大里、大里字大城、大里字平良、大里字高平、大里字仲間、大里字古堅、大里字嶺井、知念字安座真、知念字海野、知念字久高、知念字久手堅、知念字久原、知念字具志堅、知念字志喜屋、知念字知名、知念字知念、知念字山里及び知念字吉富	令和 7 年 2 月 3 日（月曜日）午前 10 時から午後 3 時まで	南城市大里農村環境改善センター
	令和 7 年 2 月 5 日（水曜日）午前 9 時 30 分から午後 1 時まで	久高島離島振興総合センター
	令和 7 年 2 月 10 日（月曜日）午前 10 時から午後 3 時まで	南城市海洋体験施設
嘉手納町	令和 7 年 2 月 12 日（水曜日）午前 10 時から午後 3 時まで	嘉手納町役場
豊見城市	令和 7 年 2 月 14 日（金曜日）午	豊見城市役所

	前10時から午後 3 時まで	
北谷町	令和 7 年 2 月 17 日（月曜日）午 前10時から午後 3 時まで	北谷町商工業研修等施設
読谷村	令和 7 年 2 月 19 日（水曜日）午 前10時から午後 3 時まで	読谷村役場
	令和 7 年 2 月 21 日（金曜日）午 前10時から午後 3 時まで	座喜味コミュニティー施設
八重瀬町	令和 7 年 2 月 26 日（水曜日）午 前10時から午後 3 時まで	八重瀬町役場
西原町	令和 7 年 2 月 27 日（木曜日）午 前10時から午後 3 時まで	西原町町民交流センター
豊見城市、南城市（大里字稲嶺、大 里字大里、大里字大城、大里字平 良、大里字高平、大里字仲間、大里 字古堅、大里字嶺井、知念字安座 真、知念字海野、知念字久高、知念 字久手堅、知念字久原、知念字具志 堅、知念字志喜屋、知念字知名、知 念字知念、知念字山里及び知念字吉 富）、読谷村、嘉手納町、北谷町、 西原町及び八重瀬町	令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）午 前 9 時から午後 4 時まで	沖縄県計量検定所

注意 久高島離島振興総合センターを検査場所とする検査期日を除き、検査時間のうち、午後零時から午後 1 時までの間については、検査を行わない。

検査の最終受付時刻は、終了時刻の30分前とする。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

**沖縄県告示第451号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

令和 6 年 12 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
メディカルプ ラザ大道中央 病院	那覇市字大道123番地	医療法人陽心会	令和 6 年 12 月 24 日	令和 9 年 12 月 23 日
翔南病院	沖縄市山内三丁目14番28号	社会医療法人敬愛 会	令和 6 年 12 月 24 日	令和 9 年 12 月 23 日

**沖縄県告示第452号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により、ミースィ・唐小堀地区県営土地改良事業（農業用排水施設）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 1 月 29 日まで
- 縦覧に供する場所 伊江村役場

4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

---

#### 沖縄県告示第453号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和2年沖縄県告示第516号で同意の認定をした知念加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

---

#### 沖縄県告示第454号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市勝連平敷屋及び勝連内間
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年11月28日から令和7年3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級基準点測量）

---

#### 沖縄県告示第455号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市石川東恩納及び与那城照間
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年10月4日から令和7年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

#### 沖縄県告示第456号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 座間味村字座間味
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年11月18日から令和7年3月21日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

#### 沖縄県告示第457号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大宜味村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 大宜味村字田嘉里
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年11月1日から令和7年3月14日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第458号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、うるま市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市勝連平安名及び与那城屋慶名
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年11月25日から令和7年3月10日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

**沖縄県告示第459号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、渡名喜村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 渡名喜村全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年11月25日から令和7年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（空中写真撮影）

**沖縄県告示第460号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 嘉手納町字屋良地区内
- 2 公共測量を実施した期間 令和6年6月17日から同年10月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第461号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
津波(8)－1	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(8)－2	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

結の浜(1)－1	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
結の浜(1)－2	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
結の浜(1)－3	大宜味村字上原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
結の浜(1)－4	大宜味村字上原及び字塩屋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
結の浜(1)－5	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
結の浜(1)－6	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
結の浜(1)－7	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
結の浜(1)－8	大宜味村字根路銘及び字上原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
結の浜(1)－9	大宜味村字上原及び字根路銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝名城(3)－2	大宜味村字謝名城のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜如嘉(9)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜如嘉(10)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜如嘉(11)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
饒波川302－C－1	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
江洲川302－C－2	大宜味村字大保のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流

#### 沖縄県告示第462号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
屋宜原	北中城村字屋宜原、字瑞慶覧及び字喜舎場並びに北谷町字玉上のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに北中城村役場及び北谷町役場において縦覧に供する。）	地滑り

**沖縄県告示第463号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仲西	浦添市仲西一丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宮城(1)	浦添市宮城二丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大平(1)	浦添市大平三丁目及び安波茶一丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大平	浦添市安波茶一丁目及び安波茶三丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
港川(6)	浦添市字港川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
港川(7)	浦添市字港川及び字牧港並びに牧港五丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
港川(8)	浦添市港川二丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(6)	浦添市牧港三丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(7)	浦添市牧港三丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
仲間(1)	浦添市仲間一丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
仲間(2)	浦添市仲間二丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役	急傾斜地の崩壊

	所において縦覧に供する。)	
前田(3)	浦添市前田二丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
経塚(4)	浦添市字経塚のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
内間(3)	浦添市内間五丁目及び勢理客一丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第464号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
屋宜原	北中城村字屋宜原、字瑞慶覧及び字喜舎場並びに北谷町字玉上のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに北中城村役場及び北谷町役場において縦覧に供する。）	地滑り

**沖縄県告示第465号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仲西	浦添市仲西一丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宮城(1)	浦添市宮城二丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大平(1)	浦添市大平三丁目及び安波茶一丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大平	浦添市安波茶一丁目及び安波茶三丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第466号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項

の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
津波(7)－1	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(7)－2	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(8)－1	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(8)－2	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
結の浜(1)－1	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
結の浜(1)－2	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
結の浜(1)－3	大宜味村字上原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
結の浜(1)－4	大宜味村字上原及び字塩屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
結の浜(1)－5	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
結の浜(1)－6	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
結の浜(1)－7	大宜味村字塩屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
結の浜(1)－8	大宜味村字根路銘及び字上原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
結の浜(1)－9	大宜味村字上原及び字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
謝名城(3)－2	大宜味村字謝名城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(9)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(10)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(11)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
饒波川302－C－1	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第 467 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
仲西	浦添市仲西一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宮城(1)	浦添市宮城二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大平(1)	浦添市大平三丁目及び安波茶一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大平	浦添市安波茶一丁目及び安波茶三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
港川(6)	浦添市字港川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
港川(7)	浦添市字港川及び字牧港並びに牧港五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
港川(8)	浦添市港川二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
牧港(6)	浦添市牧港三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
牧港(7)	浦添市牧港三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲間(1)	浦添市仲間一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲間(2)	浦添市仲間二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
前田(3)	浦添市前田二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
経塚(4)	浦添市字経塚のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
内間(3)	浦添市内間五丁目及び勢理客一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第 468 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、令和 2 年沖縄県告示第 242 号で認可した中部広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 12 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 中部広域都市計画公園事業
- (2) 名称 5・4・勝1号勝連城跡公園
- 3 事業施行期間 令和2年4月28日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

**沖縄県告示第469号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年12月24日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和6年11月13日
- 3 指定に係る道路の位置 南風原町字宮平仲瀬原312番9
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 30.99メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル～5.00メートル

**沖縄県告示第470号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年12月24日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和6年11月15日
- 3 指定に係る道路の位置 与那原町字板良敷仲西当原572番5、572番6及び573番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 32.35メートル
  - (2) 幅員 4.50メートル

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年12月24日から令和7年4月24日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済文化局産業振興課において縦覧に供する。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンてだこ浦西 浦添市前田三丁目19街区40画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 鯉淵豊太郎、株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 上野善紀
- 3 届出年月日 令和6年11月19日

- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 変更前 次の表のとおり  
 変更後 次の表のとおり  
 (「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済文化局産業振興課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 令和6年9月24日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限  
 (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。  
 (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグストアモリ宮古島東仲宗根店 宮古島市平良字東仲宗根ソデ山964番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- 3 法第8条第1項の規定による宮古島市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年12月24日から令和7年1月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 国道58号宇地泊地区  
 国道330号我如古交差点地区  
 県道32号線沿道地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 6・5・8号 西原運動公園  
 2・2・西4号 与那城公園  
 2・2・西6号 棚原公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年2月28日 沖縄県指令土第59号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 大宜味村字押川押川山640番114ほか2筆及び字根路銘柵原山2268番20ほか6筆のそれぞれの一部
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 大宜味村字田港1032番地1 株式会社フードリボン 代表取締役 宇田悦子
- 5 検査済証番号 令和6年12月3日 第4967号
- 6 工事完了年月日 令和6年11月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月14日 沖縄県指令土第503号、平成29年3月31日 沖縄県指令土第277号（変更）、平成30年5月29日 沖縄県指令土第455号（変更）、平成31年3月27日 沖縄県指令土第304号（変更）、令和2年6月15日 沖縄県指令土第365号（変更）、令和3年7月19日 沖縄県指令土第540号（変更）、令和4年7月25日 沖縄県指令土第581号（変更）、令和4年12月28日 沖縄県指令土第879号（変更）、令和6年5月13日 沖縄県指令土第427号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字谷茶1919番1ほか12筆（6-1工区及び7-1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 恩納村字谷茶1919番地1 学校法人沖縄科学技術大学院大学 園 理事長 カリン・マルキデス
- 5 検査済証番号 令和6年12月4日 第4968号
- 6 工事完了年月日 令和6年11月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年3月28日 沖縄県指令土第181号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次宜次原139番3の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1611番地13キューブY D棟 喜友名鷹臣
- 5 検査済証番号 令和6年12月5日 第4969号
- 6 工事完了年月日 令和6年11月20日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年9月13日 沖縄県指令土第709号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字内間内間117番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町兼久275番地の8（シャトレ佐久川201号） 古波蔵かおり
- 5 検査済証番号 令和6年12月9日 第4970号
- 6 工事完了年月日 令和6年10月7日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年7月4日 沖縄県指令土第531号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山川下原1761番2ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1765番地セレクション津嘉山703 仲宗根亜矢子、南風原町字津嘉山1765番地セレクション津嘉山703 仲宗根剛
- 5 検査済証番号 令和6年12月9日 第4971号
- 6 工事完了年月日 令和6年11月8日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年12月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年10月11日 沖縄県指令土第780号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安浜原286番6の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保289番地6ロイヤルマンション豊第2-205号 伊禮みち子
- 5 検査済証番号 令和6年12月9日第4972号
- 6 工事完了年月日 令和6年11月22日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年12月24日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年1月30日 沖縄県指令中土第315号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字泊伊那具原482番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原752番地2グリーンヒル南上306号 島袋雄一

- 5 検査済証番号 令和6年11月11日 C第690号
- 6 工事完了年月日 令和6年10月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年12月24日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年4月20日 沖縄県指令中土第1587号、令和6年10月28日 沖縄県指令中土第4363号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字添石豊川原385番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字添石385番地 株式会社リッキーカスタム 代表取締役 城間健太
- 5 検査済証番号 令和6年11月18日 C第691号
- 6 工事完了年月日 令和6年11月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年12月24日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年1月4日 沖縄県指令中土第4744号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又永田原1184番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字和宇慶294番地 屋良朝之、中城村字和宇慶294番地 屋良笑佳
- 5 検査済証番号 令和6年11月18日 C第692号
- 6 工事完了年月日 令和6年11月5日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--